

議案第110号

和解について（建設局関係）

仮処分命令申立事件について、次のとおり和解をする。

第1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
1 債権者 大阪市 債務者 松田恵子ほか5名 2 大阪地方裁判所 令和4年（ヨ）第81号 仮処分命令申立事件	債務者らが所有する西成区天下茶屋東2丁目43番1、46、47、48及び49の各土地（以下「本件各土地」という。）が崩落したことにより、本件各土地上に存する債務者らが所有する各建物が崩落し、又はそのおそれがあったところ、本件各土地が本市が管理する道路区域（以下「本市道路」という。）に隣接していたことから、本市は、崩落を免れた建物を引き倒した上で、崩落した建物及び引き倒した建物に係る崩落物等の撤去及び処分（以下「本件撤去等」という。）を行うとともに、本件各土地の更なる崩落を防ぐための応急的な措置を目的とする工事（以下「応急復旧工事」という。）を実施したが、本件各土地が再び崩落した場合、これにより本市道路が崩落し、通行者や周辺住民の生命及び身体に危険が及ぶおそれがあるため、本市は、本件各土地において擁壁を設置する工事（以下「本格復旧工事」という。）を実施するために債務者らと交渉を行ったが、同意

を得られなかったことから、債務者らに対し、本市が擁壁を設置すること等の忍容を求める仮処分命令を申し立てていたところ、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解するものである。

第2 和解の要旨

- 1 債務者らは、本市に対し、本件各土地を寄附する。
- 2 本市は、債務者らに対し、本市が立て替えた本件撤去等に要した費用の支払請求権を放棄する。
- 3 本市と債務者らは、応急復旧工事及び本格復旧工事に要する費用を本市の負担とすることを確認する。

令和4年5月13日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

仮処分命令申立事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。